

Q256. 社員との合意により、6 時間を超えて働かせる場合に休憩時間をなしにすることはできますか。

6 時間を超えて働かせる場合に休憩時間を与えることは労基法 34 条により使用者に義務づけられていますので、6 時間を超えて働かせる場合に休憩時間をなしにする旨社員と合意したとしても当該合意は無効となり、労基法 34 条で定められた労働条件が適用されることになります（労基法 13 条）。

したがって、6 時間を超えて働かせる場合に休憩時間をなしにすることはできません。

弁護士法人四谷麹町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎